

技能者の位置づけについて

これまで	今日的な課題
<p>○担い手の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでは豊富な生産年齢人口の下、不良・不適格業者を排除することに力点が置かれていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、中長期的に高齢者の大量離職が見込まれる中、担い手の確保・育成が喫緊の課題。
<p>○建設工事の品質確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 品質確保の観点から主任技術者等の配置による施工管理(技術者制度)のみに力点が置かれていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録基幹技能者や上級職長などの技能者が建設現場で大きな役割を果たしている一方で、どのような技能者が配置されているかに関する情報は不十分。
<p>○技能者の処遇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去の現場経験に関するデータも乏しく、技能者が適切に評価されてこなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の担い手を確保するためにも、技能者にふさわしい処遇の実現が課題。 ・ 今秋には、建設キャリアアップシステムが運用開始され、技能者の資格や経験に関する情報を蓄積できる環境が整備される。
<p>○人材育成のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでは、親方の背中を「見て」学ぶなど、それぞれ独自にOJTがなされおり、体系的な人材育成は行われていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術進歩により、建設現場でのICTなどの導入も進む中、生産性向上のためにはそれに対応した技能及び知識の習得が必要であり、体系的な人材育成が求められている。
<p>○工事現場における技能者の見える化の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現状は技術者の配置状況は施工体制台帳で見える化されているが、技能者については記載がない。 <p>※全建の様式などでは作業員名簿の作成を求めている実態はある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技能者が工事の品質確保に一定の役割を果たしていることを踏まえ、どのような技能者が現場に配置されているか見える化することが求められている。

- これまで、建設業法では、工事現場に一定の資格を有する監理技術者又は主任技術者を配置して施工の管理に従事させることが、適正な施工の確保を図るための最低限の条件という考え方に立っており、当該技術者以外の工事現場のプレイヤーは位置づけがなされていなかった。
- この点、今日的に見て、建設工事の現場における技能者の果たすべき役割を踏まえ、制度上の位置づけを検討すべきではないか。

(検討の視点の例)

- ① 技能・経験を有する技能者配置による建設工事の品質確保と生産性の向上
- ② 技能者の処遇改善と体系的な育成による担い手の確保
- ③ 施工現場における技術者の体制の明確化と見える化

- いろいろな形で技能者の皆さんにスポットを当てて、今まで以上に位置づけだとかを含めて明確にしていこうとされている、そのこと自体、私どもは結構ではないかと思うんです。
- 業法上は技術者しか扱ってきていないという中で、実際、現場で働いている人の活躍の中身を調べると、技能者の上級の方は連続して技術者的役割も担っている方もいるわけなので、その辺はキャリアアップの仕組みとしても、技能者は技能者で上がりということではなくて、技能者は、場合によっては技術者として処遇していくという形になるべきだと思います。
- ひとり親方をどう処遇改善していくかというのは、建設産業政策の中での大きな柱立てをしていただく必要があるのではないかなと思っています。

建設業法の目的

- 建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護
- 建設業の健全な発達を促進



公共の福祉の増進に寄与

現行制度の考え方

- ・工事現場に配置された主任技術者等が施工管理を行うことにより、「適正な施工を確保」する。
- ・技能者など施工に従事する者が豊富に存在し、自ずと経験を積んで技能を向上させているとの前提の下、適正な施工のためには、技能者が主任技術者等の技術上の指導に従うことで足りる。
- ・技能のレベルについては、親方の背中を見て学ぶなど、独自のOJTによって習得した技能を各専門工事業者の内部で評価しており、制度的な対応は要しない。

今後の課題

- ・全産業的に生産年齢人口が減少しており、建設業においても将来的に技能者がこれまでのように確保できなくなる恐れがある。
- ・技術者制度等の創設時と比べて、建設工事の高度化、専門化が進んでおり、適正な施工の確保のためには、主任技術者等による施工管理のみならず、高度な技能を持った技能者の重要性が増している。
- ・その結果、注文者としても、経験や資格を有する技能者が配置されているかが大きな関心事項となっている。
- ・ベテランの技能者の大量離職も見込まれる中、効率的に有能な技能者を育成するため、体系的な人材育成が必要である。
- ・技能者が減少していく状況下においても、建設業法の目的である「適正な施工の確保」と「発注者保護」を実現できる制度設計が必要である。



検討の方向性

①技能者の配置のリクエスト

- 技能者の能力評価制度の創設を前提に、一定の工事において、注文者が請負人に一定の技能者の配置等をリクエストできる制度を創設

②見える化

- 施工体制台帳において現場で作業する技能者を記載(作業員名簿の添付を制度化)

③育成

- 建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に関する努力義務

- 技能者のレベル分けの目安やルールを内容とする技能者の能力評価制度が検討されている状況。
- 工事現場における技能者の担うべき役割を明確にし、適切に技能者が配置されることにより工事の品質確保と発注者の保護を図るため、
 - ・例えば、一定の技能者がいないと工事の適正な施工が確保されないおそれがあると認められる場合(※)等において、注文者が請負人に対し、工事の施工に必要な一定の知識・技能を有する技能者の配置等をリクエストすることができる旨を規定してはどうか。

(※)例えば、現場作業において一定の技能が要求される工事、
多数の現場作業員のマネジメントが必要となる工事、などを想定

(参考1)建設業法(昭和二十四年法律第百号)(抄)

(下請負人の変更請求)

- 第二十三条** 注文者は、請負人に対して、建設工事の施工につき著しく不相当と認められる下請負人があるときは、その変更を請求することができる。ただし、あらかじめ注文者の書面による承諾を得て選定した下請負人については、この限りでない。
- 2 注文者は、前項ただし書の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項ただし書の規定により下請負人を選定する者の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項ただし書の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該注文者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

○ 建設業で働く人の姿を「見える化」することを通じて、現場で働く技能者の誇りや処遇改善などにつなげるため、

・例えば、施工体制台帳において現場で作業する技能者を記載事項(※)としてはどうか。

(※)現状は、主任技術者や外国人建設就労者、外国人技能実習生のみが法令上の記載事項となっているが、実態としては、施工体制台帳において、作業員名簿を添付するなどの取組が行われている。

(参考1)建設業法(昭和二十四年法律第百号)(抄)

(施工体制台帳及び施工体系図の作成等)

第二十四条の七 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。

2 前項の建設工事の下請負人は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の特定建設業者に対して、当該他の建設業を営む者の商号又は名称、当該者の請け負った建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。

3 第一項の特定建設業者は、同項の発注者から請求があつたときは、同項の規定により備え置かれた施工体制台帳を、その発注者の閲覧に供しなければならない。

4 第一項の特定建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

(参考) 現行の技能者の位置付け(施工体制台帳の例)

○ 現行の施工体制台帳では外国人労働者を除き技能者の記載はない。

年 月 日

施工体制台帳 (作成例)

[会社名] _____
 [事業所名] _____

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業 大臣 特定 第 号 知事 一般	第 号	年 月 日
	工事業 大臣 特定 第 号 知事 一般	第 号	年 月 日

工事名称及び工事内容			
発注者及び住所			
工期	自 年 月 日	契約日	年 月 日

契約所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
		下請契約					

発注者の監督員名	権限及び意見 申出方法
監督員名	権限及び意見 申出方法
現場代理人名	権限及び意見 申出方法
監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任
専門技術者名	資格内容
資格内容	資格内容
担当 工事内容	担当 工事内容

外国人建設就労者の 従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無
-----------------------	-----	-----------------------	-----

《下請負人に関する事項》

会社名	代表者名
住所	
工事名称及び工事内容	
工期	自 年 月 日 至 年 月 日
	契約日 年 月 日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業 大臣 特定 第 号 知事 一般	第 号	年 月 日
	工事業 大臣 特定 第 号 知事 一般	第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名	安全衛生責任者名
権限及び意見申出方法	安全衛生推進者名
主任技術者名	専任 非専任
資格内容	雇用管理責任者名
	専門技術者名
	資格内容
	担当工事内容

外国人建設就労者の 従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無
-----------------------	-----	-----------------------	-----

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

- ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)
- ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

(参考) 現行の技能者の位置付け(作業員名簿の例)

○全建の推奨している統一様式では作業員名簿の様式があり、技能者を記載する欄がある。

全建統一様式第5号

作業員名簿

(年 月 日 作成)

事業所の名称 _____

所長名 _____

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡対応のために元請業者に表示することについて、記載者本人は同意しています。

一次会社名 _____

代表者名 _____

[建退共加入の有無 有・無]

元請確認欄 _____

年 月 日

次)会社名 _____

代表者名 _____

[建退共加入の有無 有・無]

番号	ふりがな 氏名	職種	*1	雇入年月日	生年月日	現住所 (TEL)	最近の健康診断日	血液型	特殊健康診断日 種類	健康保険 ⁷			教育・資格・免許			入場年月日	建退共 手帳 所有の有無
				経験年数	年齢	家族連絡先 (TEL)	血圧			年金保険 ⁸	雇用保険 ⁹	雇用・職長 特別教育	技能講習	免許	受入教育 実施年月日		
				年 月 日	年 月 日	() - () - ()	年 月 日		年 月 日							年 月 日	有
				年	歳	() - () - ()	~									年 月 日	無
				年 月 日	年 月 日	() - () - ()	年 月 日		年 月 日							年 月 日	有
				年	歳	() - () - ()	~									年 月 日	無
				年 月 日	年 月 日	() - () - ()	年 月 日		年 月 日							年 月 日	有
				年	歳	() - () - ()	~									年 月 日	無
				年 月 日	年 月 日	() - () - ()	年 月 日		年 月 日							年 月 日	有
				年	歳	() - () - ()	~									年 月 日	無
				年 月 日	年 月 日	() - () - ()	年 月 日		年 月 日							年 月 日	有
				年	歳	() - () - ()	~									年 月 日	無
				年 月 日	年 月 日	() - () - ()	年 月 日		年 月 日							年 月 日	有
				年	歳	() - () - ()	~									年 月 日	無

(注) 1. *印欄には次の記号を入れる。

- ① …現場代理人 ② …作業主任者 (正副2名を選任すること) ③ …女性作業員 ④ …18歳未満の作業員
- ⑤ …主任技術者 ⑥ …職 長 ⑦ …安全衛生責任者 ⑧ …能力向上教育 (※) ⑨ …危険有害業務・再発防止教育

(※)能力向上教育は、平成3年1月21日付労働省労働基準局基発第39号「安全衛生教育の推進について」により定められた職長等の「能力向上教育に準じた教育」を指す。

2. 作業員名簿に記載される作業員は、当該工事に従事する見込の者を必要最小限報告し、追加の都度この様式で提出する。
3. 経験年数は現在担当している仕事の経験年数を記入する。
4. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。
5. 資格・免許等の写しを添付することになるが、その場で本証とチェック出来れば不要。
6. 建退共手帳所有の有無については、該当するものに○で囲む。
7. 左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)、右欄に健康保険被保険者証の番号の下4けた(番号が4桁以下の場合には当該番号)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適応除外」と記載。
8. 左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
9. 右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載)事業主である等により雇用

- 建設工事に従事する者一人一人の育成を通じて生産性の向上を図るため、
 - ・例えば、建設工事に従事する者は建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならない旨を規定してはどうか。

(参考1)建設業法(昭和二十四年法律第百号)(抄)

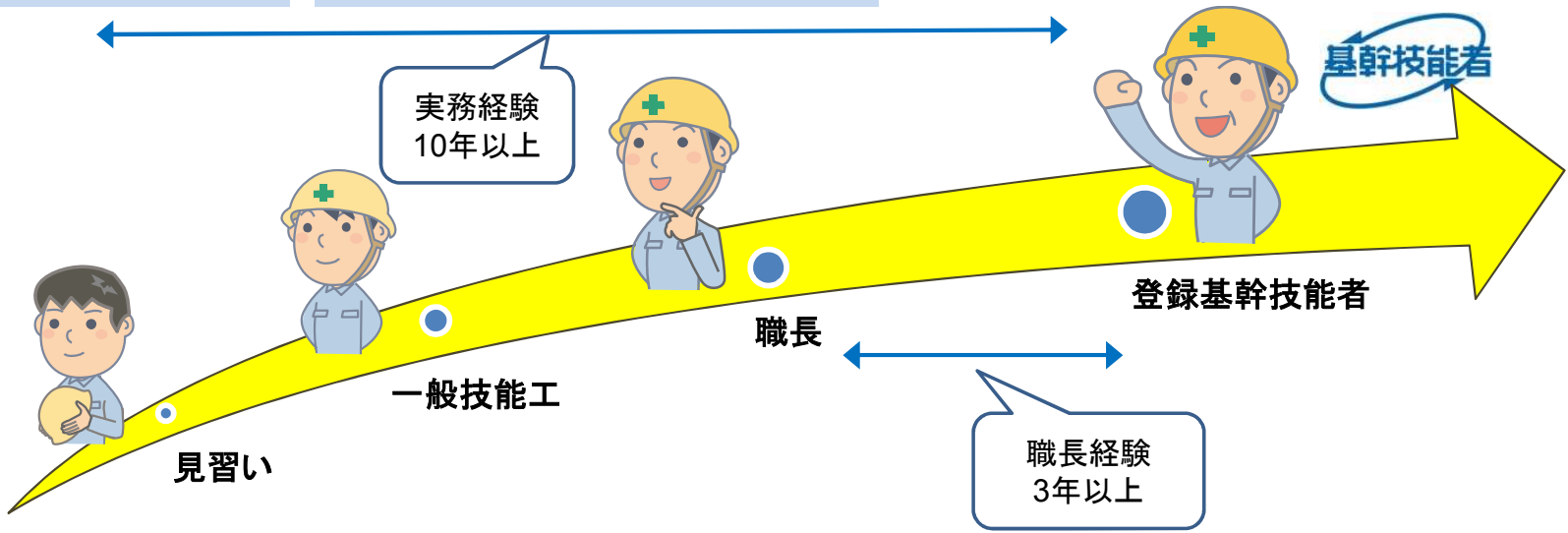
(主任技術者及び監理技術者の職務等)

第二十六条の三 主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。

2 工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

- 登録基幹技能者は、**熟達した作業能力**、現場を効率的にまとめる**マネジメント能力**及び**豊富な知識**を備え、国土交通大臣の登録を受けた講習（42の専門工事業団体において講習を実施）を修了した技能者。
- 工事の**品質・コスト等への貢献**とともに、**技能者の目標像**としての活躍が期待されている。

制度概要	メリット	登録基幹技能者の役割								
<p>○根拠法令 建設業法施行規則第18条の3</p> <p>○要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実務経験10年以上 ・職長経験3年以上 ・最上級の技能者資格の保有 <p>○講習種類 33職種(42団体)(H29年度末)</p>	<p>○経営事項審査での加点評価</p> <p>○総合評価落札方式での評価</p> <p>○元請(日建連会員企業)の「優良技能者認定制度」による手当の支給</p> <p>有資格者数 ※平成20年度より制度開始</p> <table border="1"> <tr><td>27,397人 (H22年度1月末)</td></tr> <tr><td>32,612人 (H23年度1月末)</td></tr> <tr><td>39,783人 (H24年度末)</td></tr> <tr><td>41,951人 (H25年度末)</td></tr> <tr><td>46,696人 (H26年度末)</td></tr> <tr><td>51,660人 (H27年度末)</td></tr> <tr><td>56,977人 (H28年度末)</td></tr> <tr><td>62,267人 (H29年度末)</td></tr> </table>	27,397人 (H22年度1月末)	32,612人 (H23年度1月末)	39,783人 (H24年度末)	41,951人 (H25年度末)	46,696人 (H26年度末)	51,660人 (H27年度末)	56,977人 (H28年度末)	62,267人 (H29年度末)	
27,397人 (H22年度1月末)										
32,612人 (H23年度1月末)										
39,783人 (H24年度末)										
41,951人 (H25年度末)										
46,696人 (H26年度末)										
51,660人 (H27年度末)										
56,977人 (H28年度末)										
62,267人 (H29年度末)										



5年毎更新(自己研鑽)

1. 能力評価制度の対象

<建設技能者の能力の要素>



能力評価制度の対象

建設キャリアアップシステムにより客観的に把握可能

登録基幹技能者講習や職長経験により把握可能

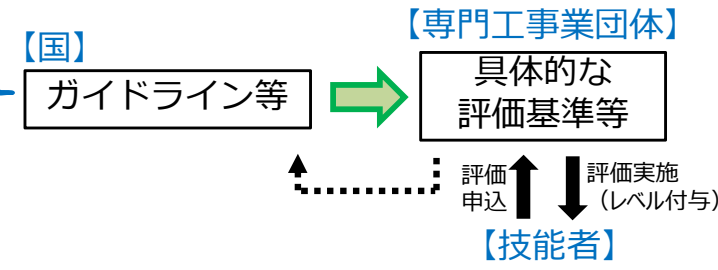
現場で発揮される能力 ※現場の働きぶりを客観的に評価する方策等についても引き続き検討(各企業において独自に判断)

2. レベル分けの目安やルール

レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
初級技能者 (見習いの技能者)	中堅技能者 (一人前の技能者)	職長として現場に従事できる技能者	高度なマネジメント能力を有する技能者
	一定の就業経験 + 2級技能検定等	一定の職長経験 + 1級技能検定等	登録基幹技能者 建設マスター等

※職長や登録基幹技能者を目指さない熟練技能者の位置づけは今後検討

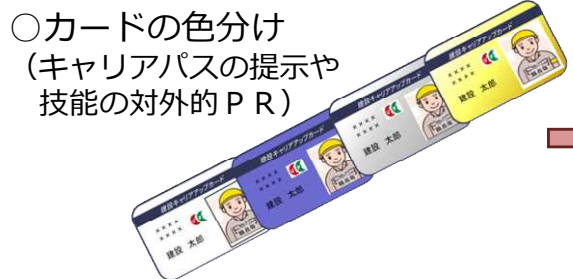
3. 制度枠組み (イメージ)



※団体が作成した評価基準等への国の関与や色分けされたカードの取得手続きなど、具体的なスキームについては今後検討

4. 評価結果の活用

技能者の客観的かつ大まかなレベル分け (処遇改善の土台作り)



- カードの色分け (キャリアパスの提示や技能の対外的PR)
- 専門工事企業の施工能力等の見える化への連動
- 【見える化の対象項目 (イメージ)】
- 所属する技能者のレベル、人数 など
- 高いレベルの職人を育て、雇用する企業が選ばれる環境を整備

「レベル分け」と「現場で発揮される能力」とを組み合わせた活用

- レベル分けを参考とした技能者の適切な処遇の実現
- ・レベル分けを参考として、雇用する企業が技能者の経験やスキルをより適切に反映した給与を決定
- ・高いレベルの技能者のうち、現場での働きぶりが優秀な者に対して手当支給

5. スケジュール

- 建設キャリアアップシステムは平成30年秋に運用開始予定。
- 建設技能者の能力評価制度と専門工事企業の施工能力等の見える化とを並行して検討を進め、平成30年夏頃までに両制度の枠組みを提示。
- その後、専門工事業団体等における具体的な評価基準等の策定を進め、平成31年度からの両制度の運用開始を目指す

建設工事に従事する者

(建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律第2条)

建設工事の「施工」に従事する者 (建業法第26条の3)

建設工事に従事する者のうち「施工」には従事しない者

建設工事の現場で業務に従事する右記以外の職員

- ・ 交通誘導員
- ・ 医師・看護師
- ・ 資材搬入業者 等

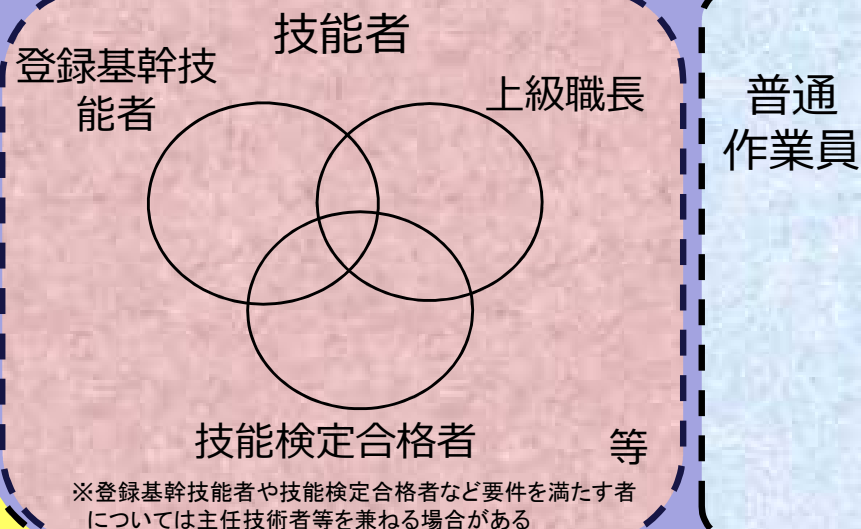
建設工事の施工の技術上の管理に従事する者

施工の技術上の管理をつかさどる者
(建業法第26条)

- ・ 監理技術者
- ・ 主任技術者

監理技術者や主任技術者を補助する技術者

建設工事の施工の作業に従事する者



<参考>規定している条文

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(抄)

第2条 (略)

2 この法律において「建設工事従事者」とは、建設工事に従事する者をいう。

3~4 (略)

建設業法(抄)

第26条 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの(以下「主任技術者」という。)を置かなければならない。

2~4 (略)

第26条の3 (略)

2 工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

○建設産業政策2017+10 ~若い人たちに明日の建設産業を語ろう~
(平成29年7月4日建設産業政策会議)(抄)

(3) 多様な主体との連携による良質な建設サービスの提供

(略)

建設生産システムにおける各プレイヤーの役割と責務を明確化するとともに、建設業で働く人や専門工事業の姿を「見える化」することで、適正な技術・技能を持った建設企業による良質な建設サービスの提供が図られる環境を整備する必要がある。

⑥建設業で働く人の姿を「見える化」する

- ・「技能」や「技能労働者」の位置づけの明確化
 - －建設企業が雇用する技能労働者を育成する責務
 - －技能労働者が技能の向上に努める責務
 - －施工現場における技能の明確化
 - －請負人が注文者からの求めに応じて一定の技能を有する技能労働者を配置
 - －専門工事業の主任技術者要件として登録基幹技能者を位置づけ
- ・高い能力を有する技術者の育成
 - －監理技術者、主任技術者への公的な資格を有する者の配置の推進
 - －継続的な技術研鑽が行われる仕組みづくり
 - －難易度の高い工事等への有能な技術者の配置の推奨

(参考)「技能」や「技能労働者」の位置づけの明確化

- ①働き方改革
 - 若者がキャリアパスを描きやすくする
- ③良質な建設サービスの提供
 - 建設業で働く人の姿を「見える化」する

<施策の概要>

- 中長期的な技能労働者の確保・育成といった観点から、技能労働者の処遇の改善や資質の向上が不可欠であり、施工現場における「技術」と「技能」の違い等を踏まえつつ、「技能」や「技能労働者」の制度上の位置づけ、技能労働者の育成についての建設企業の責務等を設ける。
 - ・ 建設企業が雇用する技能労働者を育成する責務
 - ・ 技能労働者が技能の向上に努める責務
 - ・ 施工現場における技能の明確化
 - ・ 請負人が注文者からの求めに応じて一定の技能を有する技能労働者を配置
 - ・ 専門工事業の主任技術者要件として登録基幹技能者を位置づけ

<背景>

- 現行の建設業法においては、技術者については、工事現場における工事の施工上の技術上の管理をつかさどる者として、監理技術者や主任技術者を置かなければならないこととされている。
- 一方、技能労働者については、建設業従事者の中で約330万人を占め、建設工事の適正な施工のために重要な役割を果たしているが、建設業法上の位置付けはない。
- この点、中長期的な技能労働者の確保・育成といった観点から、技能労働者の処遇の改善や資質の向上が不可欠であり、「技能」や「技能労働者」の制度上の位置づけを検討する必要。

<現行法における技能労働者関連の規定>

1. 建設業法上の規定

- 建設業法第24条の6において、元請で請けた特定建設業者に対し、下請が、建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定*に違反しないよう指導する努力義務が課せられている。 *：労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働者派遣法
- また、建設業法第26条の3第2項は、「建設工事の施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならない」旨規定している。

2. 品確法上の規定

- 公共工事の品質確保の促進に関する法律第3条第10項において、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるよう配慮されなければならないこととされている。
- また、同法第8条第2項においても、受注者は、公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならないこととされている。

3. 登録基幹技能者についての規定

- 建設業法施行規則第18条の3第2項において、経営事項審査の評価要素である技術的能力のひとつとして、「工事現場において基幹的な役割を担うために必要な技能に関する講習(大臣の登録を受けた者、登録基幹技能者講習)を修了した者の数」が規定されている。

